

専門医資格取得の要件

病理専門医制度とは社団法人日本病理学会が現代の医療における病理学の重要性に鑑み、能力の優れた専門の病理医を認定することにより、わが国の医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて病理学の進歩に資することを目的とするものである。

- (1) この制度により病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。
- (2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。
 - (イ) 日本国の医師免許を取得していること。
 - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。
 - (ハ) 出願時3年以上継続して日本病理学会会員であること。
 - (ニ) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定）を終了していること。
 - (ホ) 日本病理学会の認定する研修施設において5年以上人体病理学を実践した経験をもち、その期間中に次の各項の研修を終了していること。ただし、5年の実践期間のうち最高1年までを、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（臨床検査医学研修を含む）をもって充当すること。また、法医での研修期間は、2年（法医学専攻の大学院修了者）までを充当することができる。
 - (a) いちじるしく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附したものの50例以上を経験していること。
 - (b) いちじるしく片寄らない症例についてみずから病理組織学的診断を附した生検（外科切除標本を含む）5,000例（50例の迅速診断を含む）以上を経験していること。
 - (c) 日本病理学会、国際病理アカデミー日本支部、あるいは日本病理医協会（支部を含む）等の主催する病理組織診断に関する講習を受講していること。
 - (d) 日本病理学会あるいは日本病理医協会等の主催する細胞診に関する講習を受講し、細胞検査士を指導し的確な診断をするに十分な細胞診の知識と経験を有してしていること。
 - (ヘ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること。
 - (ト) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること。
 - (チ) 人体病理業務に専任していること。
- (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
- (4) 試験は、病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は、資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
- (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
- (6) 既に認定された病理医については、資格取得後5年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
- (7) 病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。